



赤い羽根の中央共同募金会



ニュースレター No.1

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」

創設について

2011年4月11日

<本件に関するお問い合わせ先>

赤い羽根の中央共同募金会



TEL:03-3581-3846 FAX:03-3581-5755

(企画広報部)

「支える人を支える」募金

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」創設！！

- 社会福祉法人中央共同募金会(会長・斎藤十朗)では、このたび、東日本大震災の被災地で活動するボランティアグループ・NPOへの支援金を募集する赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を創設しました。

- 大地震、大津波、さらには福島原発事故と、日本の国難とも思える大災害からの復興への道は厳しく険しいものとなるだけでなく、被災地の広域性、被害地域の分断など、行政機関がその本来の機能を提供するまでには長い期間を要することが指摘されている中、被災者の生活をさまざまなかたちで支援する機能が必要です。
- 避難所における日々の炊き出し、入浴、安否確認、医師や看護師など専門職による救援活動、倒壊家屋や施設の復旧作業、引っ越し手伝い、救援物資運搬など、被災者が直面する課題によりそって復興を支える、災害ボランティア・NPOの活動があります。
- しかしながら、彼らのボランティアな志を「被災者主体の活動」に繋げてゆくためには、その活動を安定的に担保し続ける資金提供が不可欠です。
- このような状況下、地域課題の解決に長年取り組んで参りました社会福祉法人中央共同募金会では、みなさまの善意を、支援金として活用させて頂くことを目的とした新しい募金、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を立ち上げる運びとなりました。
- つきましては、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」の趣旨に、多くの方々のご賛同ご協力をお願いいたします。

◆募金には2種類あります！「義援金」と「支援金」

●募金には、大きく分けて「義援金」と「支援金」があります

「義援金」とは？

災害による生命・財産への被害に対する「見舞金」として、被災者の方々に直接届けられるものです。中央共同募金会や日本赤十字社に集まった義援金は、被災県で設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会で定める配分基準により、被災された方々に直接届けられます。

「支援金」とは？

被災地等の支援を行うボランティアグループやNPOの活動を支援するものです。被災地の支援活動では、ボランティアグループやNPO等の活動が大きな役割を果たします。

<赤い羽根がはじめる新しい支援のかたち>

今回の災害は広範囲にわたり、また長期化することが予想されるため、活動に要する費用もかなりの額にのぼると考えられます。

そのため、支援活動を行っているボランティアグループやNPOを資金面でサポートすることが大変重要となります。



赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」は、被災者支援のボランティアグループやNPO活動を支援します！

◆赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」5つの特色

「支える人を支える」募金です。

被災者・被災地支援のために活動するボランティアグループ・NPOにとって、活用しやすい助成を目指します。

(1) 5名以上のグループから法人格のある組織まで、幅広くサポートします！

法人格のない5名以上のグループから、法人格のある組織（NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等）まで、幅広い団体をサポートします。被災者自身の活動も対象とします。

(2) 活動対象地域は全国です！

被災地での活動だけでなく、被災者の避難先、原子力発電所の事故による住民の避難先における活動も対象とします。

(3) 復興までの3つのフェイズに対応した助成プログラムを用意します！

下記の①～③のプログラムごとに、活動期間で分けて、それぞれの助成上限額を設定します。

①緊急救援活動プログラム（レスキュー期）

災害発生直後から復旧作業の基盤が整うまでの時期。緊急救援的な活動へ助成。

- (例)・炊出し、入浴サービス、安否確認、相談等、被災者に対する緊急救援活動
- ・家屋や施設等の復旧作業、被災者の引越しの手伝い等
 - ・救援物資の運搬 等

②生活支援活動プログラム（生活支援期）

被災者が仮設住宅での生活へ移行し、復旧作業が進められる時期。地域住民による、または外部の支援団体が地域と協働して行なう生活支援活動へ助成。

- (例)・仮設住宅へ入居後の被災者に対する生活支援活動
- ・子育て中の親や高齢者等のサロン開設
 - ・障がい、疾病など特別なニーズを持つ人々への支援活動 等

③復興支援・コミュニティ活動プログラム（復興支援期）

復興に向けて支援が必要な時期。コミュニティ再生やまちの活性化を図るため、地域

住民による、または外部の支援団体が地域と協働して行なう活動へ助成。

(例)・被災者間の調査活動や相談活動

- ・コミュニティづくり
- ・復興プログラムやまちづくりの活動 等

※一度助成を受けても、その後の申請は何度でも可能です。

(4) 寄付者は、税制上の優遇措置を受けられます！

災害ボランティア・NPOサポート募金は、災害ボランティアを支援する募金として唯一、財務省から指定寄付金としての取扱いを受けています。

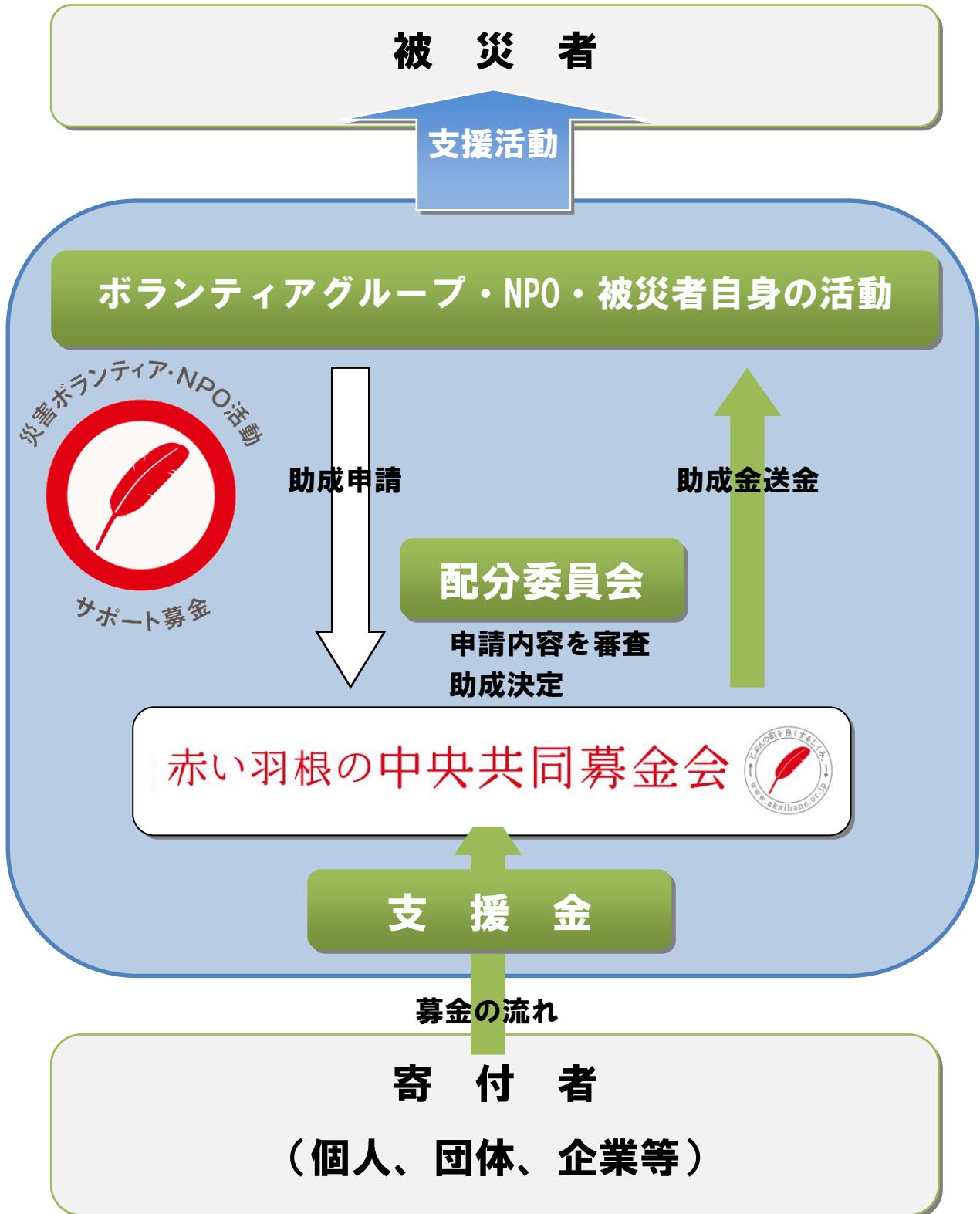
災害ボランティア・NPOサポート募金に対する寄付は、法人税法上全額損金の扱い、所得税法上寄付金控除の扱いの対象となります。

(5) 寄付したい分野を指定できます！

寄付者は、支援したい分野を指定して寄付することも可能です。

たとえば、子どもたちの支援に寄付したい、高齢者の支援に寄付したい、など。

◆災害ボランティア・NPO活動サポート募金の位置づけとお金の流れ



◆赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」の概要

1 募金の趣旨

東日本大震災における被災者の支援活動は、全国のボランティアグループ・NPO が大きな役割を果たすこととなります。

しかし、被害が極めて甚大であることから、支援活動は広域化、長期化し、活動に要する費用もかなりの額にのぼると考えられます。

こうした活動を資金面で支援するため、中央共同募金会では、被災地で活動するボランティアグループ・NPO へのサポート募金を展開することとしました。

現地に赴いて活動はできなくても、ボランティアグループ・NPO の応援を通じて被災地を応援したい方々など、ひろく国民から寄付を募ります。

皆さまのご協力をお願いいたします。

なお、この募金への寄付金には、税制上の優遇が認められています。

2 募集の期間

平成 23 年 3 月 15 日～平成 25 年 3 月 31 日(2 年間強)

3 主催

社会福祉法人 中央共同募金会

4 後援

厚生労働省(予定)

5 寄付方法

- ・銀行振り込みにより所定口座に送金
- ・クレジットカード決済により、インターネットでも寄付ができます。

<振込先>

銀行名 三井住友銀行
支店名 東京公務部(096)
口座番号 普通預金 0162085
口座名義 社会福祉法人 中央共同募金会 災害ボランティア口
※三井住友銀行の本支店間の窓口及び ATM における振込手数料は無料です。

銀行名 みずほ銀行
支店名 虎ノ門支店
口座番号 普通預金 4130667
口座名義 社会福祉法人 中央共同募金会 災害ボランティア口
※みずほ銀行の本支店間の窓口及び ATM における振込手数料は無料です。

銀行名 りそな銀行 (開設準備中)

6 税制上の優遇措置

この募金は、財務大臣から指定寄付金として認められており、以下のような税制上の優遇措置が適用されます。

- ①法人(企業)からの寄付金は、法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。
- ②個人からの寄付金は、所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき、寄付金控除の対象となります。(寄付金控除=寄付金額と年間所得の40%のどちらか低い方の額-2千円)

税制優遇を受けるには、個人の場合、本会発行の領収書を確定申告書に貼付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。また、法人の場合は、本会発行の領収書を保存している必要があります。

領収書が必要な場合は、中央共同募金会に連絡していただければ、領収書を発行いたします。

7 助成対象

東日本大震災の被災者の支援ボランティア活動を行うボランティアグループ(5名以上のグループ)、NPO法人、社会福祉法人、公益法人等。

法人格のない5名以上のグループから、法人格のある組織(NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人等)まで幅広く助成対象とする。

◆シンボルマーク

赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」のシンボルマークとして、活用していきます。



<赤い羽根・共同募金のロゴマーク>



◆被災地で実際に活動に係わった関係者からのレポート

岩手県、宮城県、福島県の被災者支援活動に、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議幹事として参加されたお2人からレポートします。

いしい ふ き こ
石井布紀子さん(特定非営利活動法人さくらネット 代表理事)

くわはらひでふみ
桑原英文さん(JP Com 代表)

<災害ボランティア活動支援プロジェクト会議>

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）とは、企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織です。災害ボランティア活動の環境整備をめざしており、人材、資源・物資、資金を有効に活用するため、現地支援を行っています。

1. 設立経緯

2004年に発生した新潟中越地震の後、日本経団連、日本NPOセンター、全国社会福祉協議会、東京ボランティア・市民活動センター、日本赤十字社、中央共同募金会等で、災害ボランティア活動支援について情報交換を行い、新潟中越地震での災害ボランティアセンターでの実践をふまえ、広域的な支援のあり方、経験値の継承、ノウハウの構築のために検証活動を行う必要性が確認されました。2005年1月、中央共同募金会の呼びかけにより、「災害ボランティア・市民活動支援に関する検証プロジェクト会議（検証P）」（以後、「検証P」とします）がスタートしました。

検証Pでは、災害ボランティア活動の必要性和重要性が確認されるとともに、人・モノ・お金・情報を効果的に活用するしくみづくりが不可欠であることが提案されました。

2007年3月に能登半島沖地震が発生し、現地ボランティアセンターに対する広域支援が必要となる中で、全国社会福祉協議会では災害ボランティアコーディネーターの養成研修が始まり、NPO関連では、被災地の関係団体や災害支援関係のNPOとの連携を考えていく動きが出てきました。そこで、中央共同募金会では「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）」（以後、「支援P」とします）として委員会を再構築し、人材の派遣、資機材や資金の効果的活用のための支援を行っています。

2. 事業概要

<平常時>

① 検 証

関係機関・関係者調査などにより、次の災害時への備えのあり方を提案します。

② しくみづくり

災害ボランティアセンターやボランティア活動を支援するために、人・モノ・お金を効果的に活用するためのしくみづくりを行います。

③ 情報発信

共同募金、社会福祉協議会、NPO、企業など、多様な機関の参画を促すため、活動等報告会、対話や研修の場を提供します。

<緊急時>

① 現地支援

災害ボランティア活動を支えるため、人材・資機材・資金の有効活用をめざし、広域的支援を調整・展開します。

② 現地支援

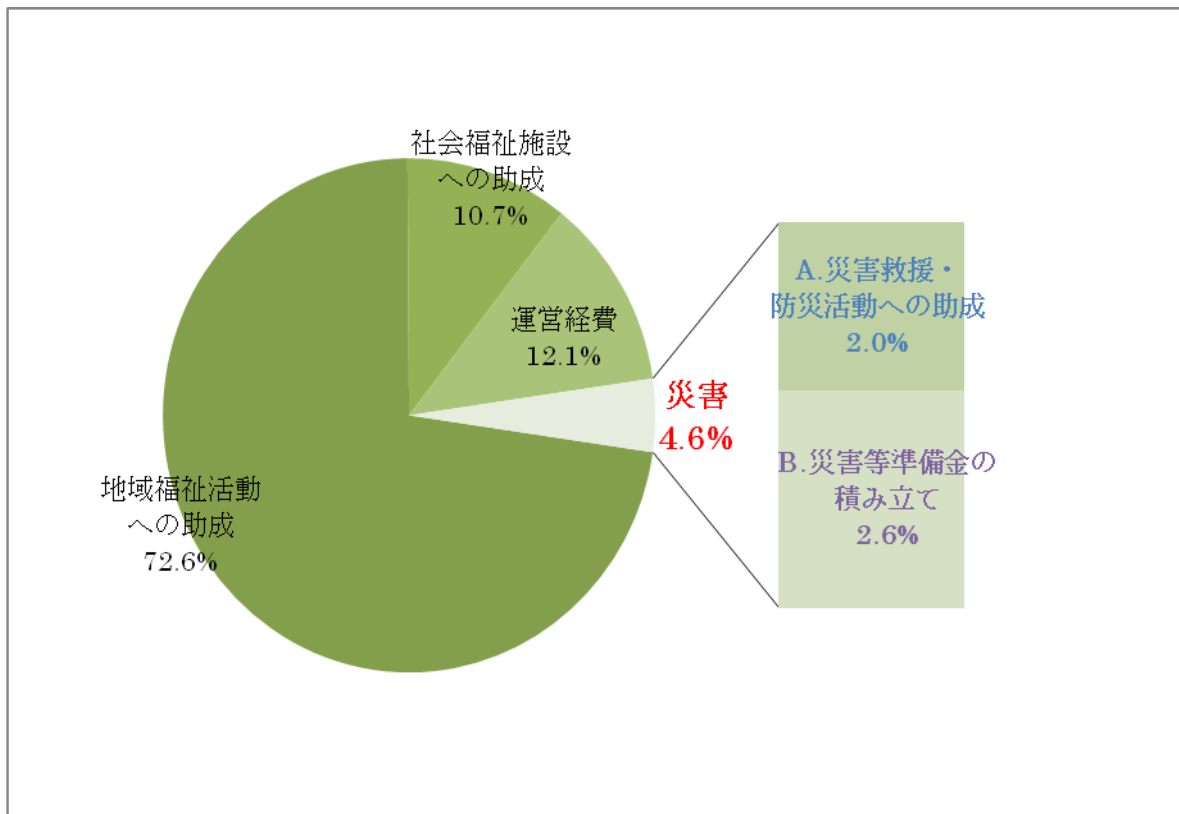
ボランティア活動の継続や復興支援のために資金提供を行います。

◆共同募金による災害救援活動への助成

中央共同募金会では、これまでも、多くの災害支援活動を行なってきました。

共同募金会では、赤い羽根共同募金から災害救援に関連する事業に、9億1837万円の助成・積立を行っています。(平成21年度実績。募金実績額の4.6%)

内 訳	金 額	割 合
1. 災害関係	918,371,056	4.6%
A 災害救援・防災活動への助成	398,806,493	2.0%
B 災害等準備金の積み立て	519,564,563	2.6%
2. 地域福祉活動への助成	14,632,682,689	72.6%
3. 社会福祉施設への助成	2,157,850,101	10.7%
4. 運営経費	2,433,617,724	12.1%
合計 (募金実績額)	20,142,521,570	100.0%



A. 共同募金による災害救援・防災活動への助成

- ・平成 21 年度共同募金による標記事業への助成は 1,139 件、3 億 9880 万円。
- ・主な事業内容 … 地域での防災訓練、被災疑似体験、高齢者宅の家具転倒防止
災害ボランティア研修、救援ボランティアのネットワーク化
災害救援用備品整備
災害ボランティアコーディネーター研修
小規模災害被災者への見舞金、一時緊急対応
被災遺児の交流事業
- ・主な活動者 … 災害救援ボランティアグループ・NPO、自治会・町内会、
市町村社会福祉協議会、福祉施設

B. 災害等準備金積立

- ・平成 21 年度共同募金による積立額は 5 億 1956 万円。
- ・主な助成実績 … 地震、台風災害における災害ボランティアセンターの設置支援
被災地で活動するボランティアグループ・NPO への支援
被災地で被災した福祉施設の復旧支援

災害等準備金による助成実績(平成 16 年度～平成 22 年度※途中まで)

内 容	助成件数	助成金額
災害ボランティアセンターへの助成 *1	88	218,399,083
被災地で活動するボランティアグループ・NPO への助成 *2	40	75,603,993
被災地で被災した福祉施設の復旧支援 *3	23	10,098,249
被災地外からの「災害ボランティア派遣」バス送迎 *4	5	1,943,054
合 計	156	306,044,379

〔主な使途〕

- *1 活動拠点事務所設置、ボランティアの作業用備品整備（水害時のスコップ等）
- *2 避難所での炊き出し活動、保育活動、外国人の通訳相談活動、被災家屋の片付け・補修、仮設住宅での炊き出し、医療救助活動
- *3 小規模福祉作業所、知的障がい者グループホーム、保育園等の施設修繕、作業に必要な備品購入
- *4 被災地外から「災害ボランティア」が被災地まで往復するためのバス借上げ